

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔 一 般 社 団 法 人 神 戸 市 手 を つ な ぐ 育 成 会 〕

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 5 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）における神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として令和 4 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 12 月 18 日

3 監 査 の 方 法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

(1) 設立の趣旨

法人は、神戸市内に在住する知的障害者の保護者等が一致団結して、知的障害者のための社会福祉環境の向上を図るとともに、知的障害者がより広く理解されるよう啓発し、もって知的障害者及び家族の福祉増進に寄与することを目的として、昭和 32 年 12 月に「神戸市手をつなぐ親の

会」が設立され、同 39 年 6 月に「神戸市精神薄弱者育成会」と改称し、同 50 年 8 月には社団法人として認可された。その後、平成 9 年 5 月には「神戸市手をつなぐ育成会」と改称し、同 23 年 10 月に一般社団法人へと移行している。

なお、令和 4 年度末における会員数は 784 人である。

(2) 神戸市との関係

ア 財政援助

令和 4 年度は補助金として、知的障害者自立訓練事業補助金 4,098 万円、障害者福祉増進事業補助金 35 万円を交付している。

(3) 事業の概要

法人の所在地は、神戸市長田区御蔵通 4 丁目 205 番の 2（育成会会館内）である。

神戸市からの補助に係る育成会の事業等の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

ア 知的障害者自立訓練事業補助金

18 才以上の就労困難な知的障害者に対し、就労のために必要となる訓練を行うことによって広く社会的自立を促進することを目的としている。

対象は、障害福祉サービス事業所等の施設援護を受けていない在宅の知的障害者であり、神戸市から指定された施設において、指導員の指導、監督のもと訓練を行っている。なお、訓練生の勤労意欲を高めるため、訓練生手当を支給している。

イ 障害者福祉増進事業補助金

神戸市内に居住する障害者、もしくはその家族で構成されている団体、又は障害者を支援する事業を行う者で構成する団体等が実施する事業に対して、事業の一部に補助金を交付することにより、自主活動を促進・充実させ、市内の障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
知的障害者自立訓練事業	年度末人数	22名	25名	△3名	△12.0%
訓 練 生	年度末人数	7名	6名	1名	16.7%
実 施 場 所 別 内 訳	〃	3名	4名	△1名	△25.0%
丸 山 地 区	〃	0名	3名	△3名	皆減
松 寿 園	〃	5名	5名	0名	—
総 合 児 童 セ ン タ ー	〃	3名	3名	0名	—
西 部 在 宅 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	〃	4名	4名	0名	—
倉 石 保 育 所	〃	4名	4名	0名	—
舞 子 墓 園	〃	4名	4名	0名	—
指 導 員	年度末配置人数	10名	11名	△1名	△9.1%

(4) 収支状況

法人の会計は、法人会計、自立訓練事業、短期入所サービス事業、放課後等デイサービス事業、指定特定相談支援事業に分かれており、それぞれ独立した会計として計上している。

自立訓練事業会計の収支状況は第2表のとおりである。なお、消費税処理は税込処理である。

第 2 表 収 支 計 算 書 (自 立 訓 練 事 業)

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和4年度		令和3年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
(1) 収 入 の 部						
① 補 助 金 収 入	41,200	100.0	44,764	100.0	△ 3,564	△ 8.0
② 諸 収 入	0	0.0	0	0.0	△0	△0.0
収 入 合 計	41,200	100.0	44,764	100.0	△ 3,564	△ 8.0
(2) 支 出 の 部						
① 訓 練 生 経 費	12,382	30.1	12,087	27.0	294	2.4
(うち訓練生手当)	(10,523)	(25.5)	(10,285)	(23.0)	(237)	(2.3)
② 指 導 員 人 件 費	26,227	63.7	26,388	58.9	△ 161	△ 0.6
③ 需 用 費	2,378	5.8	2,729	6.1	△ 350	△ 12.8
④ 補 助 金 返 還 金	211	0.5	3,557	7.9	△ 3,346	△ 94.1
支 出 合 計	41,200	100.0	44,764	100.0	△ 3,564	△ 8.0
差 引 計	0	—	0	—	0	—

5 監査の結果

監査の結果、神戸市からの補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。補助事業については、指導員の指導、監督のもと、知的障害者の就労のため必要となる訓練を実施するなど、補助金の交付目的を達成しているものと認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指 摘 事 項

ア 補助事業の執行を適正に行うべきもの

(ア) 知的障害者自立訓練事業補助金

A 補助金の交付額確定時における審査を適正に行うべきもの

補助金の対象経費として、知的障害者自立訓練事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2号で指導員の報酬、交通費及び旅費があげられている。一方、指導員の報酬として、法人の職員就業規則及び非常勤職員就業規則に定めのないコロナ慰労金120,000円が補助金の実績報告書に計上され、認定されていた。

コロナ慰労金の支給にあたっては、コロナ禍の非常時の対応であることから、要綱上想定されていない状況であったが、法人から神戸市所管局へ事前協議されておらず、神戸市所管局と法人との間で十分な意思疎通が出来ていない点に課題がある。

神戸市所管局は、補助金の執行に関して不明な点がある場合に、法人が事前に相談する体制を整備するとともに、法人が提出した実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するか否かを厳正に審査し、適正な対応をすべきである。

B 事業実施要領を見直すべきもの

補助金の対象経費として、要綱第3条第1号で訓練生の交通費があげられており、知的障害者自立訓練事業実施要領（以下「要領」という。）第6条において、「訓練生に対する交通費は別表1に定める基準額を超えて支給しないものとし、かつ合理的な基準で執行しなければならない」とされている。別表1では、交通費の基準額を月額8,500円としている。

一方で、法人の自立訓練事業概要を見ると、(6)訓練手当等の支給において、「交通費は一か月定期を使用することを原則とし、必要最低限度の額が8,500円以内の場合は実費とし、8,500円を超える場合は、超える額の1/2を加算する。」と記載されており、法人ではこの独自の基準に基づき、市の要領で定める上限額である月8,500円を超えて交通費を支給し、補助金の実績報告に計上していた。

神戸市所管局に確認したところ、補助事業開始時（昭和61年度）から、法人の定める交通費の基準額に沿って補助金を交付していたが、平成25年度に要綱及び要領を改正した際に、交通費の基準額を8,500円と定めた別表1を新たに設定してしまったとのことである。

神戸市所管局は要綱、要領に基づく適正な補助金の執行となるよう必要な対策を講じるべきである。

(イ) 障害者福祉増進事業補助金

A 補助金の交付額確定時における審査を適正に行うべきもの

補助金の対象経費は、神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条で「補助事業等の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる経費とする。」とされており、別表1で、補助対象経費と補助対象外経費が定められている。

【神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱】 (対象経費)		
第5条 補助対象経費は、補助事業等の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる経費とする。ただし、この要綱に定める補助金のほかに国、兵庫県、神戸市及びその他の団体等から補助金等の交付がある場合は、当該補助金等を充当する経費を除くものとする。 (別表1（第6条関係）)		
	補助対象経費	補助対象外経費
材料費等	資材購入費、資料やチラシ等印刷費、消耗品費等	・ 飲食関係費（略） ・ 参加賞費（略） ・ 表彰物品（略） ・ 備品（（略）パソコン、（略）） ・ 他団体への寄付金、分担金、会費、参加者への現金支出等
～略	～略	～略

令和4年度の事業実績報告書及び収支決算書を確認したところ、材料費等として、補助対象外経費とされるパソコンの購入費 167,750 円が補助金の実績報告に計上され、神戸市所管局は補助金額を確定していた。

神戸市所管局は、法人が提出した実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するか否かを厳正に審査するとともに適正な対応をすべきである。

イ 補助金等の交付額の確定等を行うべきもの

知的障害者自立訓練事業補助金について、申請を受けて概算払で交付し、補助事業完了後に提出された事業報告書及び収支決算書で返還額が生じたことから、神戸市所管局は返還額の調定決議を行い法人に納付書を送付していたが、補助金額の確定を行わず、また法人に対して交付金額確定通知書を送付していなかった。

補助金規則第15条第1項に補助事業者等からの実績報告について定めており、同規則第16条第1項には、その報告を受けた場合は書類の審査や現地調査等を行ったうえで、補助金等の交付額を確定し、補助事業者等に通知することを規定している。

一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和5年4月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の額を決定する手続き」で、「交付決定した金額と同額を交付するのか、もしくは変更を加える必要があるかど

うかを判断」するとしている。

また、履行確認の方法の項目には、「『履行確認』とは補助事業等が適切に履行されたかどうかの確認を指し、補助金額を確定することまでは含みません。」としている。

神戸市所管局は、実績報告を受けたのち速やかに、補助金等の交付額の確定を行うべきであり、補助金の返還に伴い、交付額が変更になった場合は、法人に通知するべきである。また、当該補助金の要綱に、交付額の確定及び補助対象団体への通知に関する規定がないが、担当職員が適正な事務手続きを行うためにも、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）に基づき、必要な手続きをあらかじめ要綱で定めておくべきである。

(2) 意見

ア 知的障害者自立訓練事業補助金の審査について

知的障害者自立訓練事業補助金の補助対象経費は、要綱第3条により、(1) 訓練生に係る手当、(2) 指導員等の人件費、(3) 事務費とされており、現在の補助金の確定審査においては、神戸市所管局は法人から提出された書類と聞き取りにて確認しているとのことだが、先の指摘事項にもあるように、補助対象要件を満たさない経費を認定している事例や、要領で定める基準と実際に交付している基準の齟齬に長期間気付かない等、実績確認が十分に行われているとは言えない状況である。

神戸市所管局は、交付した補助金額の正当性について説明責任が果たせるよう、現地審査の実施や、交付申請書や実績報告の様式の明瞭化、及び不足している添付資料の提出を求めるなど、補助金規則及び補助金交付要綱に基づく手続きが徹底されるよう審査方法の改善について検討し、確実な審査の実施に努められたい。

イ 知的障害者自立訓練事業会計が負担すべき共通経費について

法人では主に神戸市からの補助金で運営している自立訓練事業のほか、短期入所サービス事業、放課後等デイサービス事業、指定特定相談支援事業を実施しており、それらの事業に係る共通経費については、要綱等に規定はなく、記録等も残っていないが、平成20年度に神戸市所管局と法人で協議した基準に基づいて自立訓練事業補助金から執行しているとのことであった。

各事業に共通する経費については、事業規模、事務量、使用頻度等を勘案し、神戸市所管局は、補助対象経費を算出する際に認める共通経費の考え方や按分率について、あらためて基準を明確にされたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。